日光市監査委員告示第１０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第５項の規定に基づき、工事監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和８年３月３１日

日光市監査委員　柴　田　　明

日光市監査委員　佐　藤　裕　子

日光市監査委員　荒　川　礼　子

１　監査実施年月日　　令和８年１月２８日（水）
２　監 査 の 対 象　　小来川公民館整備事業小来川公民館新築工事
３　監 査 の 結 果　　別紙のとおり

令和７年度　工 事 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第５項の規定による工事監査

３　監査の期日

令和８年１月２８日（水）

４　監査の対象

小来川公民館整備事業小来川公民館新築工事

５　監査の着眼点

本監査は、上記工事について設計、積算、契約、施工管理、監理（監督）等が適正かつ効率的に執行されているかを着眼点として実施した。

６　監査の方法

（１）本監査の実施に当たり、協同組合総合技術士連合と技術調査等業務委託を締結し、技術士の派遣を求め、専門的見地からの意見及び技術調査結果報告書の提出を求めた上で、総合的な判断を行った。

（２）本監査は、事前に提出を求めた資料及び関係書類を主体として照査し、当日は中央公民館長等から総括説明を求め、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。併せて工事現場における施工状況の調査を行い、関係職員から事情聴取を実施した。

７　監査の結果

工事監査を実施した結果、工事関係書類は概ね適正に執行されていると認められた。

詳細については、別紙技術調査結果報告書のとおりである。技術士からの助言があるので参考にされたい。

今後の工事の施工にあたっては、工事監査結果を十分に活かし、品質の確保を図り、安全管理や環境面に配慮し、適正な施工管理に努められたい。